

# 敷地内全面禁煙について

国立国際医療研究センター病院では、敷地内全面禁煙となっております。ご来院・ご入院される皆さまには、禁煙にご理解とご協力をいただきたくお願いいたします。

病院は、皆さまが診察や治療、相談等のために訪れたり、入院する施設であり、当センター病院は、より安全で快適な環境と皆さまのご健康を守ることを使命とする立場から、全面禁煙とさせていただきます。

平成27年11月6日

病院長

(参考)

健康増進法(平成14年法律第103号)第五章 第2節 受動喫煙の防止  
(抜粋)

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。



## 患者の皆様へのお願い

当センターは敷地内全面禁煙となっております。  
敷地内禁煙が守られないと、当センター病院で実施しております  
禁煙外来の診療が認められなくなりますので  
皆様のご協力よろしくお願いいたします。

【 禁煙外来実施日 完全予約制 】

月曜日 10:00 ~ 11:00 (総合診療科医師)

14:40 ~ 15:40 (呼吸器内科医師)